

○美郷町事業継続家賃支援金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、予算の範囲内において家賃支援金を給付することについて、美郷町補助金等の適正化に関する規則（平成16年美郷町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、家賃の一部に対して支援金を給付し、もって町内中小企業者の事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 美郷町中小企業振興条例（平成27年美郷町条例第24号）第2条第1号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 家賃 中小企業者が事業の用に供するために賃借している建物の賃貸借契約に定める賃借料の月額をいう。

(給付基準)

第3条 町長は、支援金を別表の基準により給付するものとする。

(給付申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美郷町事業継続家賃支援金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）のほか、申請書に定める書類を添付して、令和2年11月2日までに町長に提出しなければならない。

(給付決定)

第5条 町長は、前条の規定による支援金の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の給付の可否について決定し、美郷町事業継続家賃支援金給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の規定による支援金の給付決定の通知を受けた者（以下「給付決定者」という。）が、申請を取下げの場合は、速やかに、美郷町事業継続家賃支援金給付申請取下届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の取下届が提出されたときは、当該支援金の給付決定及び申請はなかったものとみなす。

（給付決定内容の変更）

第7条 給付決定者は、給付決定の内容に変更が生じるときは、美郷町事業継続家賃支援金給付変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、美郷町事業継続家賃支援金給付変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 給付決定者は、家賃の支払いが完了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに、美郷町事業継続家賃支援金実績報告書（様式第6号）を町長に報告しなければならない。

（確定及び通知）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を精査し、支援金の給付決定の内容に適合すると認めたときは、給付すべき支援金の額を確定し、美郷町事業継続家賃支援金給付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（請求及び給付）

第10条 給付決定者は、前条の規定により支援金給付額の確定通知を受けたときは、速やかに美郷町事業継続家賃支援金給付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに支援金を給付するものとする。

（重複交付の禁止）

第11条 美郷町空き店舗対策事業費補助金交付要綱（平成23年美郷町告

示第19号)に基づく補助金の交付を受ける対象月には、本要綱に基づく支援金は給付しない。

(支援金の返還等)

第12条 町長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金給付の決定の全部又は一部を取り消し、既に給付された支援金があるときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により支援金の給付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の返還を命じた者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により支援金を返還することが困難と認められる者について、給付した支援金の返還を免除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月6日から施行する。ただし、第12条の規定を除き、令和3年3月31日限りでその効力を失う。

別表 (第3条関係)

項目	内容
対象者	美郷町内に店舗等を有して事業を営んでいる中小企業者
対象要件	次に掲げる要件 (1) 令和2年4月から令和2年9月の間のいずれか連続する3か月の売上合計が前年同月の売上合計と比較して20%以上減少していること及び前年同月の売上合計が前年同月の家賃合計を超えていること。 (2) 美郷町暴力団排除条例(平成24年美郷町条例第2号)第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係者でないこと。

	<p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。</p> <p>(4) 宗教上の組織若しくは団体でないこと。</p> <p>(5) 申請者が法人の場合は、賃貸借契約している相手方が法人の役員、法人の役員が経営する法人又は法人の代表者の三親等以内の親族でないこと。申請者が個人事業主の場合は、賃貸借契約している相手方が個人事業主の三親等以内の親族でないこと。</p> <p>(6) 給付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること。</p> <p>(7) 町税等の滞納がないこと。</p>
対象経費	令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に係る賃貸借契約書等に定められた店舗等の家賃（借地料、管理費、共益費、敷金礼金、駐車場代等は除く。）
給付額	令和2年4月から令和2年9月までの家賃の5分の1以内（1か月あたり上限2万円）で最大6か月分（算出された給付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）
限度額	1事業者あたり12万円